

平成30年度船橋市国際交流協会

臨時総会

平成30年4月9日（月）14時30分から

船橋商工会議所 5階501、502会議室

次第

1. 開会
2. 副会長挨拶
3. 議長選出
4. 議案
第1号議案 学生会員の組織化と高校生海外研修派遣事業
第2号議案 規約の改正
5. 閉会

第1号議案

学生会員の組織化と高校生海外研修派遣事業

学生会員の組織化について

現在、船橋市国際交流協会は、「国際化啓発・広報」、「交流・相互理解」、「外国人支援」を柱として日々活動をしております。

しかし、若い世代の会員確保が困難な状況にあり、協会を担う次世代が枯渇していることから、10年後、20年後の協会存続自体が危惧されております。

平成3年より姉妹都市ヘイワード市の姉妹都市委員会の協力を得て、カリフォルニア州立大学イーストベイ校へ留学生を延べ52名派遣してまいりましたが、協会内に彼らが活動する受け皿がないために、次世代を担う人材の育成につながっていない現状があります。

また、当協会の留学生派遣事業以外にも、市の制度で海外留学を経験した10代の若い世代が、活動の場を求めているところでもあります。

そこで、会員区分の中に「学生会員」を新設して、彼らが共に自由に活動できる場を設けます。そして、若い世代の会員の組織化を図り、協会の将来を担う人材を育成するため、学生会員の組織化を提案させていただきます。

高校生海外研修派遣事業について

船橋市では国際社会で活躍する「英語の話せる船橋の子ども」の育成を目指し、平成19年度から市内の全小中学校で「英語教育推進事業」を実施し、英語教育に力を入れてきています。昨年度のヘイワード市との姉妹都市提携30周年記念事業では、宮本中学校の生徒が英語でスピーチや通訳を行う等、市の英語教育の効果を実感できつつあります。

このような状況の中で、若い世代の会員の組織化の礎となる高校生を育成するため、以下の内容で新たな事業として高校生の海外研修派遣事業を提案させていただきます。

(目的)

- ・ 青少年の国際化啓発と相互理解
- ・ 協会の将来を担う人材の育成
- ・ 協会設立のきっかけであるヘイワード市との姉妹都市交流の活性化

(事業概要)

派遣期間：1週間（夏休み期間）

派遣先：カリフォルニア州立大学イーストベイ校附属の英語学校

募集人数：10名

プログラム：

《留学前》

派遣が決定した高校生には、協会の学生会員となってもらう。

イーストベイ校からの帰国留学生にも参加してもらい、オリエンテーションを実施。

《留学中》

キャンパスでの授業、市街地やホームステイ先等で英語の実践。(別紙1参照)

《留学後》

帰国後に報告会を実施する。

事業経費：

3,000,000円(10人×300,000円)

現地で要する費用(授業料や宿泊費等)と渡航に要する費用(航空運賃や空港税等)を合計すると事業全体で3,000,000円の費用を要します。

当協会の予算に加え、団体会員や企業からの寄附金により、留学生へ奨学金を支給します。

奨学金の金額は1,000,000円(10人×100,000円)、参加者負担金は2,000,000円(10人×200,000円)を予定しております。

※「学生会員」につきましては、第2号議案にてご説明させていただきます。

第2号議案

規約の改正

船橋市国際交流協会規約改正案

新	旧
<p>(構成)</p> <p>第4条 協会は、第2条の目的に賛同する次に掲げる会員を持って構成する。</p> <p>(1) 団体会員</p> <p>(2) 個人会員</p> <p>ア 一般</p> <p>イ 学生</p>	<p>(構成)</p> <p>第4条 協会は、第2条の目的に賛同する次に掲げる会員を持って構成する。</p> <p>(1) 団体会員</p> <p>(2) 個人会員</p>
<p>(会費)</p> <p>第16条 協会の会員は、年会費として次の会費を納めるものとする。</p> <p>(1) 団体・法人会員 年額 一口 10,000円</p> <p>(2) 個人会員</p> <p>ア 一般 年額 一口 2,000円</p> <p>イ 学生 年額 一口 1,000円</p>	<p>(会費)</p> <p>第16条 協会の会員は、年会費として次の会費を納めるものとする。</p> <p>(1) 団体・法人会員 年額 一口 10,000円</p> <p>(2) 個人会員 年額 一口 2,000円</p>
<p>附 則</p> <p>この規約は、平成30年4月9日から施行する。</p>	

船橋市国際交流協会規約（現行）

（名称）

第1条 この会は、船橋市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協会は、船橋市民を中心に広く国際交流親善についての理解と関心を高め、かつ、積極的に地域に根ざした各種交流事業を行うこと、並びに在住外国人への支援を推進することにより、国際意識の高揚と諸外国との相互理解の増進を図り、在住外国人と共に世界に開かれた地域づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）国際交流事業の実施
- （2）国際交流の啓発および普及
- （3）国際交流支援事業
- （4）国際交流に関するボランティア活動の支援および育成
- （5）その他前条の目的を達成するために必要な事業

（構成）

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する次に掲げる会員を持って構成する。

- （1）団体会員
- （2）個人会員

（会員資格の喪失）

第5条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員でなくなるものとする。

- （1）退会したとき
- （2）死亡したとき
- （3）会員である団体が解散したとき
- （4）正当な理由なく会費を2年以上滞納し、かつ催告に応じないとき
- （5）会の名誉を傷つけたとき

（役員）

第6条 協会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）理事 50名以内（会長、副会長を含む。）
- （4）監事 2名

2 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

3 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

（役員選出）

第7条 会長及び副会長は、理事会において選出し、総会の承認を得るものとする。

2 理事は、第14条に規定する運営会議において選出し、総会の承認を得るものとする。

3 監事は理事会において選出する。

(職務)

第8条 会長は、協会を代表して、会務を総括し、会議の議長となる。ただし、会議の運営上必要な場合、会長は出席者の承認を得て他のものを議長として指名することができる。

2 本条の会議とは、総会・理事会・運営会議とする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 理事は、会務の執行を協議し、協会の運営にあたる。

5 監事は、協会の会計を監査する。

(名誉会長及び顧問)

第9条 協会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回以上会長がこれを招集する。

2 総会において決議または承認する事項は次のとおりとする。

(1) 予算及び決算

(2) 事業計画及び事業報告

(3) 規約の変更

(4) 役員の承認

(5) その他、会長が必要と認めた事項

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要に応じ召集する。

2 理事会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 協会の運営に関する事

(2) 総会に付議する事項

(3) その他、会長が必要と認めた事項

(議事)

第12条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 本条の会議とは総会・理事会・運営会議とする。

(委員会)

第13条 協会は、第3条で定めた事業に関し、総会で決定された方針に基づき、事業の執行に関する具体的な事項を審議し、かつ、具体的な活動を実施するため、次の委員会を置き、委員の互選により委員長を選出し運営会議で確認する。

(1) 総務委員会

(2) 広報委員会

(3) 文化交流委員会

(4) 外国人相談窓口委員会

(5) 日本語教室委員会

- (6) 国際理解セミナー委員会
- (7) 地球っ子委員会
- (8) その他、協会が必要と認める委員会
(運営会議)

第14条 協会の運営について審議するため、協会に運営会議を置く。

2 会議の構成は、会長及び副会長並びに第13条に掲げる委員会に属する委員の代表及び事務局員とする。

(経費)

第15条 協会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入
(会費)

第16条 協会の会員は、年会費として次の会費を納めるものとする。

- (1) 団体・法人会員 年額 一口 10,000円
- (2) 個人会員 年額 一口 2,000円
(会計年度)

第17条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(決算)

第18条 会長は、会計年度終了後、決算書及び事業報告書を作成し、監査に付さなければならない。

(事務局)

第19条 協会の事務を処理するため、事務局を船橋市役所内に置く。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか必要事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和62年8月25日から施行する。

附 則

この規約は、昭和63年6月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成元年8月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年7月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年5月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年5月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年5月14日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市国際交流協会規約第17条第2号の規定は、平成28年度以後の会費について適用し、平成27年度分までの会費については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成28年5月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月17日から施行する。

船橋市国際交流協会規約（改正案）

（名称）

第1条 この会は、船橋市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協会は、船橋市民を中心に広く国際交流親善についての理解と関心を高め、かつ、積極的に地域に根ざした各種交流事業を行うこと、並びに在住外国人への支援を推進することにより、国際意識の高揚と諸外国との相互理解の増進を図り、在住外国人と共に世界に開かれた地域づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）国際交流事業の実施
- （2）国際交流の啓発および普及
- （3）国際交流支援事業
- （4）国際交流に関するボランティア活動の支援および育成
- （5）その他前条の目的を達成するために必要な事業

（構成）

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する次に掲げる会員を持って構成する。

- （1）団体会員
- （2）個人会員
 - ア 一般
 - イ 学生

（会員資格の喪失）

第5条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員でなくなるものとする。

- （1）退会したとき
- （2）死亡したとき
- （3）会員である団体が解散したとき
- （4）正当な理由なく会費を2年以上滞納し、かつ催告に応じないとき
- （5）会の名誉を傷つけたとき

（役員）

第6条 協会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）理事 50名以内（会長、副会長を含む。）
- （4）監事 2名

2 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

3 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員を選出)

第7条 会長及び副会長は、理事会において選出し、総会の承認を得るものとする。

2 理事は、第14条に規定する運営会議において選出し、総会の承認を得るものとする。

3 監事は理事会において選出する。

(職務)

第8条 会長は、協会を代表して、会務を総括し、会議の議長となる。ただし、会議の運営上必要な場合、会長は出席者の承認を得て他のものを議長として指名することができる。

2 本条の会議とは、総会・理事会・運営会議とする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 理事は、会務の執行を協議し、協会の運営にあたる。

5 監事は、協会の会計を監査する。

(名誉会長及び顧問)

第9条 協会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回以上会長がこれを招集する。

2 総会において決議または承認する事項は次のとおりとする。

(1) 予算及び決算

(2) 事業計画及び事業報告

(3) 規約の変更

(4) 役員承認

(5) その他、会長が必要と認めた事項

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要に応じ召集する。

2 理事会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 協会の運営に関する事

(2) 総会に付議する事項

(3) その他、会長が必要と認めた事項

(議事)

第12条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 本条の会議とは総会・理事会・運営会議とする。

(委員会)

第13条 協会は、第3条で定めた事業に関し、総会で決定された方針に基づき、事業の執行に関する具体的な事項を審議し、かつ、具体的な活動を実施するため、次の委員会を置き、委員の互選により委員長を選出し運営会議で確認する。

(1) 総務委員会

(2) 広報委員会

(3) 文化交流委員会

- (4) 外国人相談窓口委員会
 - (5) 日本語教室委員会
 - (6) 国際理解セミナー委員会
 - (7) 地球っ子委員会
 - (8) その他、協会が必要と認める委員会
- (運営会議)

第14条 協会の運営について審議するため、協会に運営会議を置く。

2 会議の構成は、会長及び副会長並びに第13条に掲げる委員会に属する委員の代表及び事務局員とする。

(経費)

第15条 協会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(会費)

第16条 協会の会員は、年会費として次の会費を納めるものとする。

- (1) 団体・法人会員 年額 一口 10,000円
- (2) 個人会員
 - ア 一般 年額 一口 2,000円
 - イ 学生 年額 一口 1,000円

(会計年度)

第17条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(決算)

第18条 会長は、会計年度終了後、決算書及び事業報告書を作成し、監査に付さなければならない。

(事務局)

第19条 協会の事務を処理するため、事務局を船橋市役所内に置く。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか必要事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和62年8月25日から施行する。

附 則

この規約は、昭和63年6月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成元年8月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年7月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年5月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年5月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年5月14日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市国際交流協会規約第17条第2号の規定は、平成28年度以後の会費について適用し、平成27年度分までの会費については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成28年5月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月9日から施行する。